

35 非適格株式交換では、なぜ完全子法人の時価評価が必要なのか？

Q グループ内での非適格株式交換では評価損益計上が不要と改正されましたが、そもそもなぜ完全子会社に時価評価が求められるのですか。

A 非適格株式交換について、完全子法人が保有する資産に時価評価が必要な理由として、株式交換と合併は類似する組織再編成であるため、被合併法人に譲渡損益課税が行われる非適格合併と課税関係を揃えたためと説明されています。他企業の買収について、合併か株式交換かで、課税関係が異ならないようにするという趣旨です。

しかし、会社が、子会社株式の現物出資を行ったり、会社分割で子会社株式を移転資産とする組織再編成を行っても、子会社の保有する資産に評価損益を計上する必要はありませんから、合併との比較のみで時価評価を説明することには、違和感があります。

評価損益の計上理由については、次のような説明が可能かもしれません。

平成11年度に創設された租税特別措置法による株式交換特例の要件は、完全親法人が、完全子法人の株主へ交付する株式の交付比率が95%以上であることのみでした。そのため、株式交換は、上場企業が、非上場企業を買収する便利な制度として利用されました。買収された非上場会社のオーナーは、自社株を上場株式と交換し、その後譲渡すれば譲渡所得課税を軽減させることが可能です。

平成18年度税制改正で、他の組織再編成と同様の適格要件が課されることになったものの、M&Aブームを背景に、株式交換が節税を兼ねた便利な買収手段として野放図に行われたことへの警戒から、これを実質的に子会社を非適格再編成で取得したものと取り扱うことにしたとの理解です。

(白井 一馬 (税))

グループ内の非適格株式交換では、なぜ時価評価が不要なのか？ 36

Q では、100%グループ内での非適格株式交換では、時価評価が不要となった理由を教えてください。

A グループ内での資産の移転について、資本等取引であれば、帳簿価額による移転とし、譲渡による取引であれば、時価譲渡のうえ、譲渡損益を繰り延べることを基本原理とするのが、グループ法人税制です。

そのため、グループ内の非適格組織再編成についても、資産の移転は、時価譲渡とされていることから、譲渡損益の繰延べ処理が必要です。

ただ、非適格合併では、資産は簿価で移転します。合併では、譲渡損益の繰延べを行っても、同時に非合併法人は解散し、繰延勘定を引き継ぐことになります。そのため、時価承継した資産と繰延勘定は相殺され、結果として簿価承継になるという技術的な理由から、資産は簿価承継となるわけです。

これに対し、株式交換は、完全子法人にとっては、株式交換は組織再編成という資本等取引です。したがって、保有資産につき、資産の譲渡があったものとして時価評価する必要はなく、帳簿価額による保有を継続することになります。(白井 一馬 (税))